

平成29年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）

「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業」

**行政機関・関係団体むけ  
高齢者虐待防止・対応の体制整備促進  
に関する研修会  
【養介護施設従事者等による高齢者虐待編】**

第2回（東京会場）

平成30年2月15日（木） TKPガーデンシティ竹橋 ホール10E



社会福祉法人 東北福祉会

認知症介護研究・研修仙台センター



本研修会を含む本研究事業の成果物は、事業終了後、認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大府）のウェブサイト「認知症介護情報ネットワーク（DCnet）」（<http://www.dcnet.gr.jp>）に順次掲載いたします。

平成29年度老人保健健康増進等事業に基づく  
**高齢者虐待防止・対応の体制整備促進に関する研修会**  
**【養介護施設従事者等による高齢者虐待編】**

第2回（東京会場）

平成30年2月15日(木)

## プログラム・目次

**開 会 13:00**

- 開会挨拶
- 事前説明（開催趣旨・プログラム・資料） .....1
  
- [13:10～14:00]
- 1. 調査結果及び介護現場の現状 .....3  
【認知症介護研究・研修仙台センター】  
(休憩)
  
- [14:10～15:10]
- 2. 「サービスの質の確保」「利用者の権利擁護」の観点からみた対応のあり方 .....17  
【梶川義人 先生】  
(休憩)
  
- [15:20～16:20]
- 3. 虐待もしくは不適切ケア事例に対する改善の要点：事業者の立場から .....23  
【認知症介護研究・研修仙台センター】
  
- [16:25～16:55]
- 4. 養介護施設・事業所への法の周知や研修会等のあり方 .....35  
【松本 望 先生】  
(質疑応答)

**閉 会 17:00**

平成29年度老人保健健康増進等事業  
 「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業」

研究事業プロジェクト委員会

◎委員長, ○副委員長

氏名	所属
◎長嶋 紀一	日本大学
○柴尾 慶次	社会医療法人慈薫会 介護老人保健施設大阪緑ヶ丘 日本高齢者虐待防止学会
○松下 年子	横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻・医学部看護学科 日本高齢者虐待防止学会
小山 操子	あかり法律事務所
佐々木 勝則	社会福祉法人桜井の里福社会 公益社団法人日本認知症グループホーム協会
梶川 義人	日本虐待防止研究・研修センター 昭和女子大学・淑徳大学短期大学部
三瓶 徹	社会福祉法人北海長正会
松本 望	北海道医療大学看護福祉学部 臨床福祉学科
谷川 ひとみ	谷川社会福祉士事務所 公益社団法人あい権利擁護支援ネット
今井 昭二	公益社団法人日本社会福祉士会 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
津止 正敏	立命館大学産業社会学部
中西 三春	公益財団法人東京都医学総合研究所 精神行動医学研究分野 心の健康づくりのための予防・治療・リハビリ法プロジェクト（略称：心の健康プロジェクト）精神保健看護研究室
渡邊 一郎	足立区福祉部高齢福祉課 高齢援護係
渡部 敦子	足立区地域包括支援センターさの
加藤 伸司	認知症介護研究・研修仙台センター
阿部 哲也	認知症介護研究・研修仙台センター
矢吹 知之	認知症介護研究・研修仙台センター
吉川 悠貴	認知症介護研究・研修仙台センター

オブザーバー

厚生労働省老健局高齢者支援課
----------------

## ■ 事前説明

### 経緯（老人保健健康増進等事業）

- 平成24年度  
「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」
- 平成25年度  
「高齢者虐待の要因分析等に関する調査研究事業」
- 平成26年度  
「高齢者虐待の要因分析と地方自治体の施策促進に関する調査研究事業」
- 平成27年度  
「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の解決・共有に関する調査研究事業」
- 平成28年度  
「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業」

### 平成29年度事業

- 「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業」  
(老人保健健康増進等事業)

#### 【目的】

法に基づく対応状況調査の実施及び集計・分析を基礎として、高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進をはかる。

#### 【事業内容】

- 法に基づく対応状況調査データによる要因分析の実施
- 体制整備状況の評価・促進要因抽出を目的とした分析の実施  
(● 法に基づく対応状況調査の方法に関する課題検討)
- 地方公共団体の体制整備促進を目的とした研修会の開催

### 本研修会の趣旨

(研修内容の持ち帰り・還元を念頭に)

- **都道府県の皆様**  
都道府県施策の自己評価や管内市区町村の取り組みの促し等に還元する材料を得る。
- **市区町村、地域包括支援センターの皆様**  
他市区町村との情報交換を含めた演習体験及び講義等を通じて自市区町村の現状を評価し、今後の改善等に向けた材料を得る。
- **共通**  
全国調査の結果に対する理解のしかた、自団体における回答データの活用方法等について理解する。併せて、都道府県・市区町村等との情報交換・共通理解をはかる。



## 1. 調査結果及び介護現場の現状

---

- 昨年度実施調査より、全国集計に使用した確定データ（自治体ごと）が、都道府県だけでなく市区町村にも返還されています。
- 調査実施時にPDF形式で配付されている『調査結果の分析・活用方法』もご参照ください。

## 調査の概要（全体）

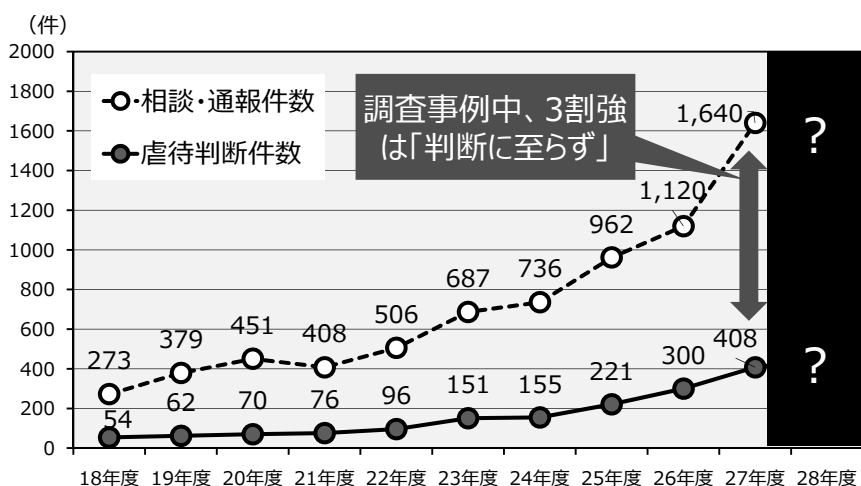
### ●高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）

- 市町村・都道府県における、高齢者虐待（疑い）事例への対応や体制整備の状況等について調査
- 毎年度実施・公表
- 調査結果を踏まえ、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることが目的
- 高齢者虐待（疑い）事例1例ごとに市町村―都道府県が回答し、データを積み上げ（25年度実施調査より）

※以降の結果は、平成27年度対象（28年度実施）調査のもの

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 相談・通報件数と虐待判断事例数

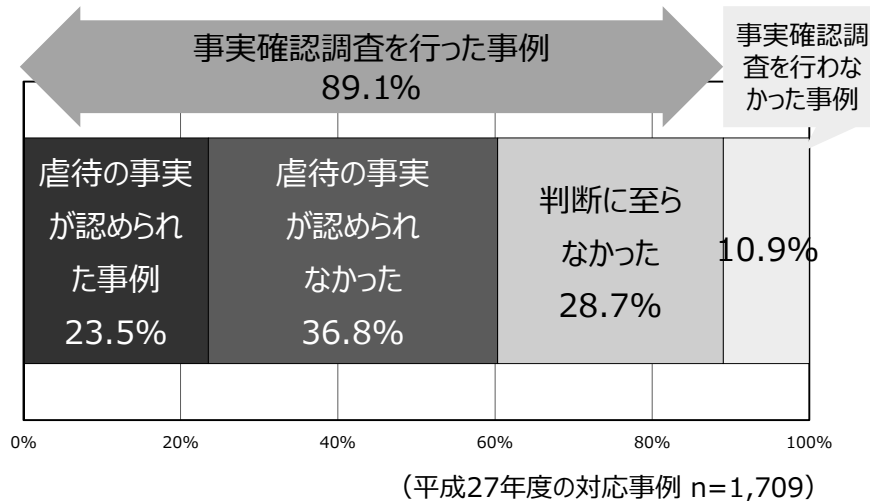


※相談・通報件数は市区町村が受理した件数

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター



## 事実確認の状況 ※27年度対象調査



SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 事実確認を行わなかった理由 ※27年度対象調査

(n=187)

虐待ではなく調査不要と判断した事例	24.6%
調査を予定している又は検討中の事例	21.9%
家族・通報者等の拒否	15.0%
情報不足	12.8%
施設・事業者側との調整による（事後報告、虐待解消後であった場合等を含む）	7.0%
既存情報・間接的情報より要否を判断	6.4%
他自治体・他制度担当	5.3%
他事例と連動して調査実施のため	1.6%
都道府県へ調査を依頼した事例	1.1%
その他	4.3%
<b>合計</b>	<b>100%</b>

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 市町村毎の対応件数 ※27年度対象調査

件数	相談・通報件数			虐待判断事例数		
	市町村数	割合	累積	市町村数	割合	累積
0件	<b>1,252</b>	<b>71.9%</b>	71.9%	<b>1,543</b>	<b>88.6%</b>	88.6%
1件	244	14.0%	85.9%	130	7.5%	96.1%
2~4件	174	10.0%	95.9%	55	3.2%	99.3%
5~9件	40	2.3%	98.2%	8	0.5%	99.7%
10~19件	23	1.3%	99.5%	4	0.2%	99.9%
20件以上	8	0.5%	100%	1	0.1%	100%
合計	1,741	100%		1,741	100%	

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 都道府県毎の対応件数 ※27年度対象調査

件数	相談・通報件数			虐待判断事例数		
	市町村数	割合	累積	市町村数	割合	累積
0件	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.1%
1~9件	5	10.6%	10.6%	<b>34</b>	<b>72.3%</b>	74.5%
10~19件	<b>19</b>	<b>40.4%</b>	51.1%	6	12.8%	87.2%
20~29件	9	19.1%	70.2%	4	8.5%	95.7%
30~39件	3	6.4%	76.6%	2	4.3%	100%
40~49件	2	4.3%	81%	0	0.0%	
50件以上	9	19.1%	100%	0	0.0%	
合計	47	100%		47	100%	

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 国・都道府県集計値の参照

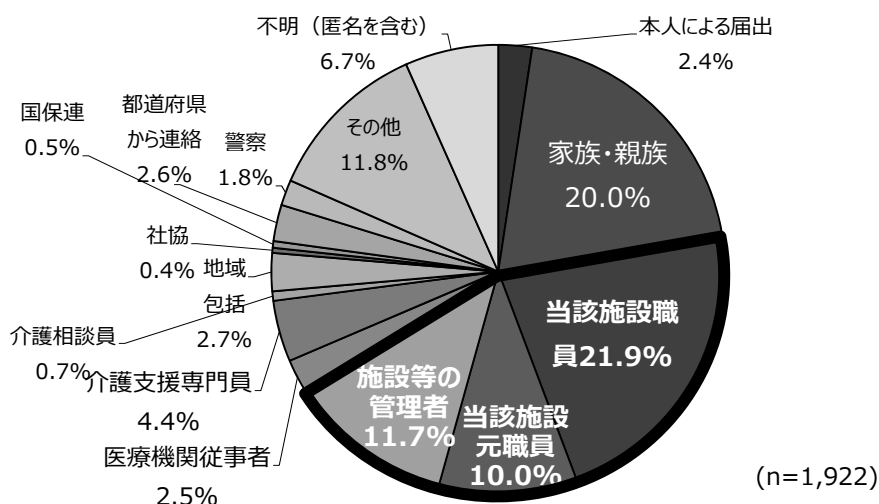
- 市区町村単位では、通報等の受理～事実確認経験、虐待判断～対応経験が蓄積しにくい。
- 老人福祉法・介護保険法に基づく権限行使の経験はなおさら。
- 都道府県単位でも難しい場合がある。



- 国（や都道府県）の集計値から傾向をつかむ
- 件数の有無・多寡だけで評価しない
- 個別事例の評価・検証や、自治体の施策に活かしていく

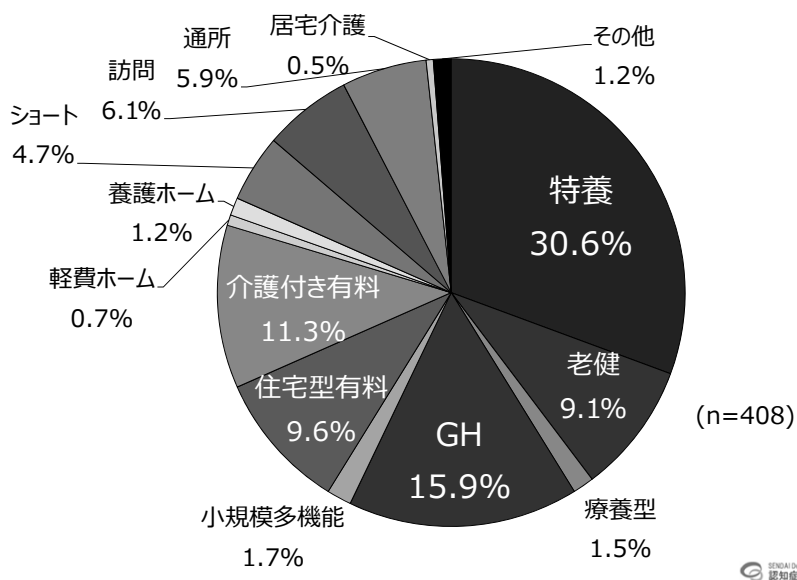
SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 相談・通報者 ※27年度対象調査

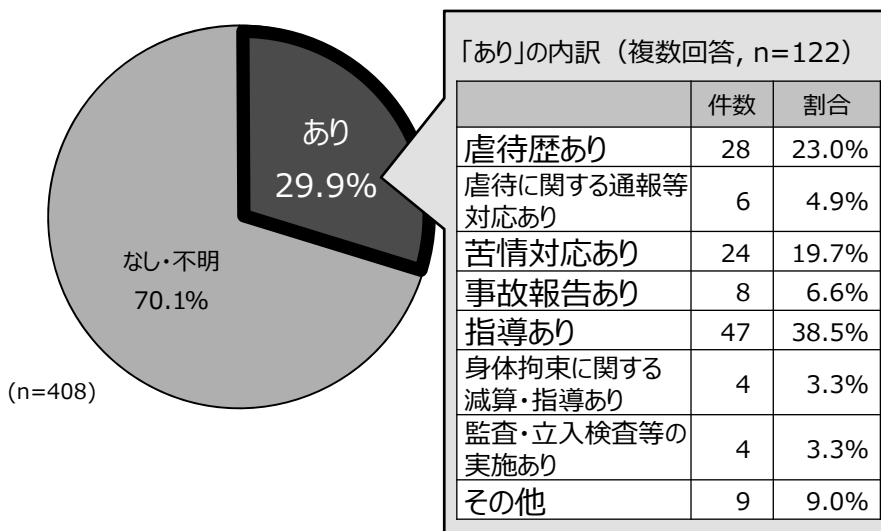


SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

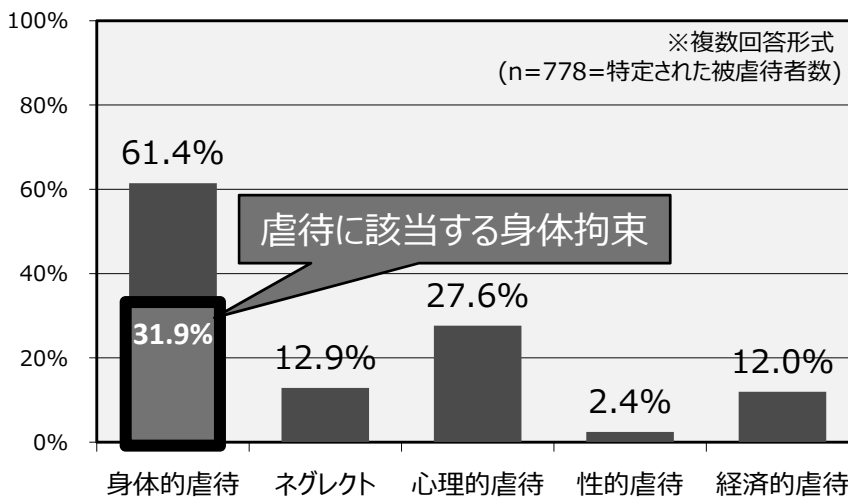
## 虐待が確認された施設・事業所 ※27年度対象調査



## 過去の指導等 ※27年度対象調査

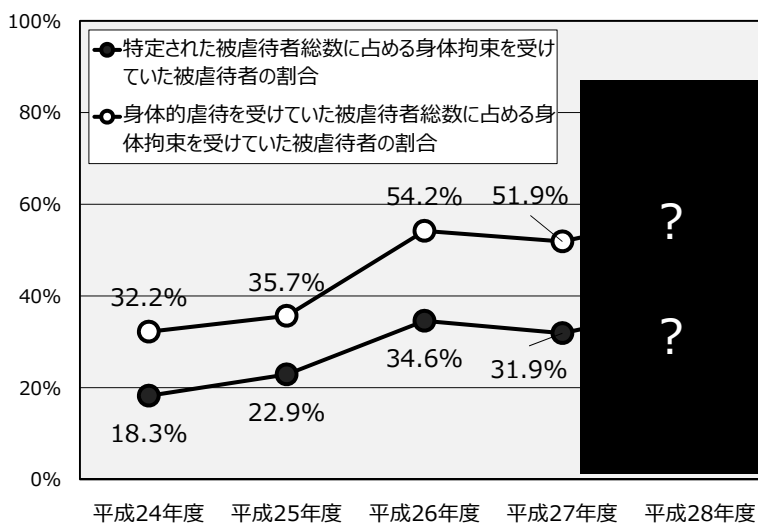


## 虐待類型（複数回答） ※27年度対象調査



SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 虐待にあたる身体拘束が占める割合



SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 虐待を行った従事者（職種） ※27年度対象調査

	介護職員	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	358	20	20	19	9	13	5	444
割合	80.6%	4.5%	4.5%	4.3%	2.0%	2.9%	1.1%	100%

- 「介護職員」以外のケースにも注目
- 介護従事者全体と比較して、男性、若年層の比率が高い
- 被害者・加害者が多数のケースの存在

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 虐待の発生要因（複数回答） ※27年度対象調査

内容	件数	割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	246	65.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	101	26.9%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	38	10.1%
倫理感や理念の欠如	29	7.7%
人員不足や人員配置の問題、多忙さ	29	7.7%
組織風土や職員間の関係性の悪さ	22	5.9%
その他	8	2.1%

\*「不明」や発生要因に関する具体的な記述がない33件を除く、回答があった375件について集計。

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 「教育・知識・技術」問題の内訳※27年度対象調査

(n=246, 複数回答形式)

内容	件数	割合
教育・知識・技術に関する組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足	71	28.9%
組織・個人を特定しない知識・技術に関する問題	70	28.5%
組織の教育体制、職員教育の不備不足	61	24.8%
職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足	57	23.2%
職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足	41	16.7%

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

### 法運用:未然防止のために求められること

- 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的  
に実施すること
- 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用  
されること
- メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織  
的に対応すること
- 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に  
応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

厚生労働省老健局長通知（平成27年11月13日老発1113第1号）  
「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 虐待事例への対応

- 約半数の事例は、「施設等に対する一般指導」「改善計画の提出“依頼”」「従事者等への注意・指導」までの対応
- 改善勧告以上の対応を行った事例は1割程度

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 都道府県による公表

- 公表事項
  - 高齢者虐待の状況
    - 被虐待者の状況（性別、年齢階級、心身の状態像 等）
    - 高齢者虐待の類型
  - 高齢者虐待に対して取った措置
  - その他の事項
    - 施設・事業所の種別類型
    - 虐待を行った養介護施設従事者等の職種
- 厚生労働省webサイト上に都道府県へのリンク

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター



## 市町村が挙げた課題や問題点(1)

※27年度対象調査

- 事実確認調査の困難さ
- 対応方法・ノウハウ

- マニュアルや手順が未整備
- 経験や専門性が不足している
- 行政側に「サービスの質」や「適正な運営」を確認できる視点が必要
- 改善指導を行ってもなかなか改善しない（虐待が再発する場合もある）

- 通報者・情報提供者の保護

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 市町村が挙げた課題や問題点(2)

※27年度対象調査

- 研修・啓発

- 施設等の管理者が適切に職員教育を行えていない場合の働きかけ
- 施設等における高齢者虐待の問題への理解の促進、意識向上
- 研修の実施が難しい（経験がない、さまざまなサービス種別がある）

- 法的根拠
- 身体拘束（特に居宅系サービス）

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 対応状況の評価・検証

- 対応事例としての個別の評価・検証とその記録・蓄積（都道府県ごとの公表内容の検討を含む）
- 初動対応の方法や期間の検証
- 権限行使の適切性や認識の確認
- 被虐待者の特定（法の趣旨に照らして）
- 発生要因や過去の対応状況等の確認・検討（未然防止・再発防止に向けて）
- 「虐待とは判断しなかった（できなかった）が不適切な状況がある」場合の対応（調査対象外）

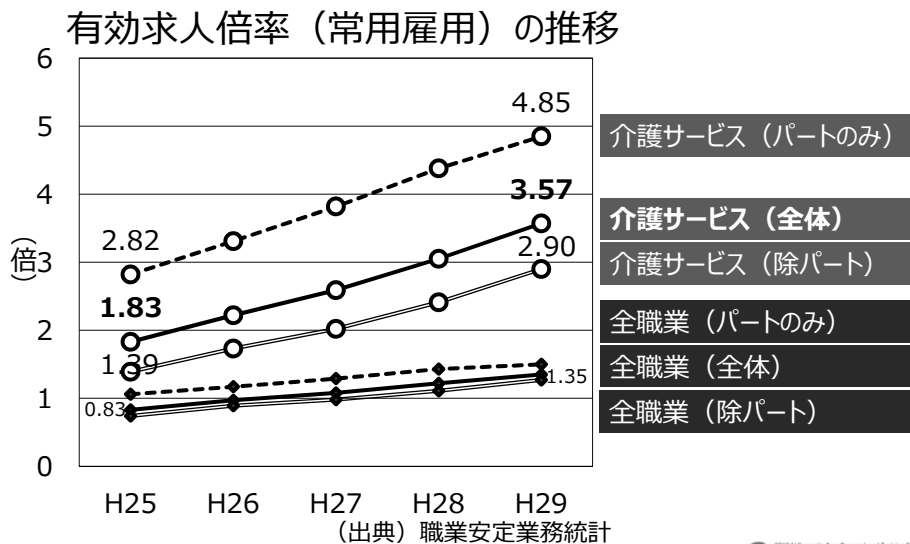
 SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 今後の動き

- 『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（マニュアル）の改訂
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（第7期）に基づく計画策定
  - 高齢者虐待の防止
  - 人材の確保及び資質の向上 ほか
- 平成30年度介護報酬・指定基準改定における、身体的拘束等の適正化の推進
  - 身体拘束廃止未実施減算の見直し（単位と範囲）
  - 対策検討委員会、適正化指針、研修 ほか

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 背景要因？ 人材確保困難





## 2. 「サービスの質の確保」「利用者の権利擁護」 の観点からみた対応のあり方

---

### 【導入事例】

- 開設3年目の介護付き有料老人ホームについて、当該施設元職員を名乗る男性から市の窓口部署に電話により通報。「人員が足りておらず職員が疲弊し、入居者を怒鳴ったり、訴えを拒絶したりする言動が横行しており、介護事故も多発している」という。
- 当該施設に対し高齢者虐待防止法に基づく任意の実地調査を行ったが、施設長は、「高齢者虐待の疑いとは心外だ。うちは博愛を旨として運営しており、そんなことあるはずがない。通報したのは誰だ」などと話し、調査へはあまり協力的ではなく、職員への聞き取りは拒否された。
- 介護記録は主に食事・入浴・排泄の有無と「変わりなし」等の記述のみであり、事実関係の特定が難しい状況であった。また労務管理の記録もごく簡単で、勤務実態との突合ができなかった。施設内の巡視は短時間行うことができたが、職員は忙しく立ち回っており、利用者に対して指示的な言動を行う様子や、ベッド柵やつなぎ服の使用も一部みられた。また職員に声をかけると、「施設長が対応するから職務に専念するように言われています」と断られた。当該利用者との面談も短時間であり、「お世話になっているから特に言うことはない」と答えるのみであった。

行政機関・関係団体むけ高齢者虐待防止・対応の体制整備促進に関する研修会



## サービスの質の確保・利用者の権利擁護の 観点からみた対応のあり方（従事者編）

日本虐待防止研究・研修センター 代表  
昭和女子大学／淑徳大学短期大学部 兼任講師

梶川 義人

1

## 1. 高齢者虐待への対応のあり方

- 1) 目指すは、高齢者虐待の一次・二次・三次予防
  - (1) サービスの質の確保の観点：不適切なケアは、もはやケアにあらず
  - (2) 利用者の権利擁護の観点：虐待は基本的人権侵害の具体的なカタチ
  - (3) 取り組みはマネジメント・サイクルで展開
- 2) 虐待発生のしくみと対応の機序（好発の構図と虐待者への道）
  - (1) 好発の構図の解消  一次予防の鍵
  - (2) 虐待者への道の解消  二次・三次予防の鍵

2

## 2. 虐待発生のおくみ

- 1) 好発の構図（組織のあり方が、この構図を強めも弱めもする）
  - (1) 被虐待者条件：虚弱、コミュニケーションに支障あり
  - (2) 虐待者条件：リスク要因に多重・強固に規制 → 利用者の立場に立てず
  - (3) 密室性：物理的隠蔽性、人的隠蔽性（観客と傍観者の存在）
- 2) 虐待者への（利用者の立場に立てなくなる）道
  - (1) リスク要因に多重・強固に規制 → 過度の優越感と過度の劣等感
  - (2) 過度の優越感と過度の劣等感 → コントロール・フリーク

3



## 参考：リスク要因

1. 文化（家父長制、ジェンダー、差別、隠蔽等） → 問題意識が麻痺
2. 制度やサービス（不備、不知、誤解など） → 当事者に無用の負担
3. 役割や人間関係
  - 例：強者・弱者の関係固定 → 強者の自制力が減退・無力化
  - 例：無報酬の依存関係 → 依存されるストレスを依存する側に
  - 例：主題妨害 → 職業的客観性の欠如 → 独善的ケア（体罰肯定など）
  - 例：体験の転移 → 「倍返し」や「八つ当たり」

4

## 参考：リスク要因


---

4. 健康問題  私利優先、他者への共感性減退  
例：心身の疾病や障害、嗜癖（飲酒や博打）など
5. 生活資源（経済、物資、情報）  私利優先  
例：生活費、借金、相続  
例：物理的隠蔽性  
例：情報の秘匿、情報の歪曲
6. 組織（含・家族）のあり方は、1. から5. を醸成

5

## 3. 具体的な対応

---

- 1) 行政による虐待認定ができる場合
  - (1) 調査：証拠と立証のプロの知見を学ぶ（クロス・トレーニングなど）
  - (2) 事業者：実施することは既定（参考：組織における一般的な対応）
- 2) 行政が判断できない場合  事業者による対策をパッケージ化
  - (1) 既存ないし新設委員会に「対策パッケージ」を実施してもらう
- 3) ベンチマーク（経営のお手本）が必要な事業者への対応
  - (1) ルーブリック評価による「危険事業者」の洗い出しなど
  - (2) 文章によるスタートアップ支援など

6



### 3. 具体的な対応

---

#### 4) 今後の課題

- (1) 無届け施設対策の検討
- (2) GPSやセンターなど新技術による人権侵害性の検討
- (3) 虐待既往者の把握と処遇の検討

7

### 参考：組織内部における一般的な対応

---

- 1. 被虐待者とその家族に対して
  - 1) 安全確保、回復、経緯説明、謝罪、補償、再発防止策等
- 2. 虐待者に対して
  - 1) 管理面：内規による罰則の適用や配置転換等
  - 2) 教育面：先輩や上司による個別の再教育等
- 3. 虐待者以外の従事者への対応
  - 1) 管理面：人権擁護の委員会の新設、マニュアルの見直し等
  - 2) 教育面：先輩や上司による再教育、外部講師による研修など

8

## 参考：事業者の対策パッケージ推奨項目

---

1. 一次予防策 ≡ 業務の改善と改革
  - 1) 啓発：権利擁護に関する広報や研修の実施による啓発
  - 2) スクリーニング：杜撰な事故対応や虐待か否か迷う事例の収集
  - 3) 標準化：ケア・スタンダードを作成して不断に改訂
  - 4) ケアの質向上：（全体と個々の）強みと弱みを分析して改善策を案出
  - 5) 不適切な言動に関する内部通報システムの構築

9

## 参考：事業者の対策パッケージ推奨項目

---

2. 二次・三次予防策 ≡ 従事者の自己肯定感の向上
  - 1) システムチックな教育：キャリア・パスや働き方を考慮  
※自験例に通し番号をつけるだけでも効果的（プロとしての自覚促進）
  - 2) ケアの質の向上：日本精神科救急学会の精神科救急医療ガイドライン  
「第3章 興奮・攻撃性への対応」[http://www.jaep.jp/gl\\_2015.html](http://www.jaep.jp/gl_2015.html)
  - 3) ストレスマネジメント：「日常型心の傷への手当」など
  - 4) アンガーマネジメント：「深呼吸+7つ数える」など

10

### 3. 虐待もしくは不適切ケア事例に対する 改善の要点：事業者の立場から

#### 【導入事例】

- 先の事例について、何度か調査を繰り返した結果、一部について心理的虐待と判断することができ、不適当な身体拘束の実施も認められたため、改善計画の提出を施設長に依頼した（他の指導、権限行使等はこの時点ではなし）。期日どおり改善計画が提出され、書面上の内容・形式は整っていたためとし、3ヶ月後に改善計画の実施状況を書面提出するよう求め、一応の対応を終了することとした。改善計画には、全職員への研修の徹底、アセスメントの見直し、利用者・家族へのアンケート、職員のストレスチェック、身体拘束廃止に向けた見直し等が含まれていた。
- 改善計画の実施状況が提出されたため、確認のため市の担当者が施設を訪問した。訪問時にいた職員数名に尋ねたところ、「研修の記憶はなく朝礼で新聞記事のコピーが渡された程度である」、「ストレスチェックは全職員に用紙が渡され提出したがその後どうなったか分からない」、といった回答であった。
- 施設長に状況を尋ねたところ、「それぞれちゃん行った」とのことであったが、職員への結果の報告等については「いずれ考える」という回答であった。
- また、身体拘束の実施状況を確認したところ、「家族から要望があった場合のみ同意書を取って実施している」とのことであった。

## 虐待もしくは不適切ケア事例に対する 改善の要点：事業者の立場から

認知症介護研究・研修仙台センター 吉川悠貴

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

### 法が求めていること

- 防止のための組織の責務 自らの、定期的な…
  - 養介護施設従事者等への研修の実施
  - 利用者や家族からの苦情処理体制の整備
  - その他必要な措置 (第20条)  
なぜここに入っているか？
- 本来の目標、及び行政対応の裏返しとして
  - 施設・事業の適正な運営の確保

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

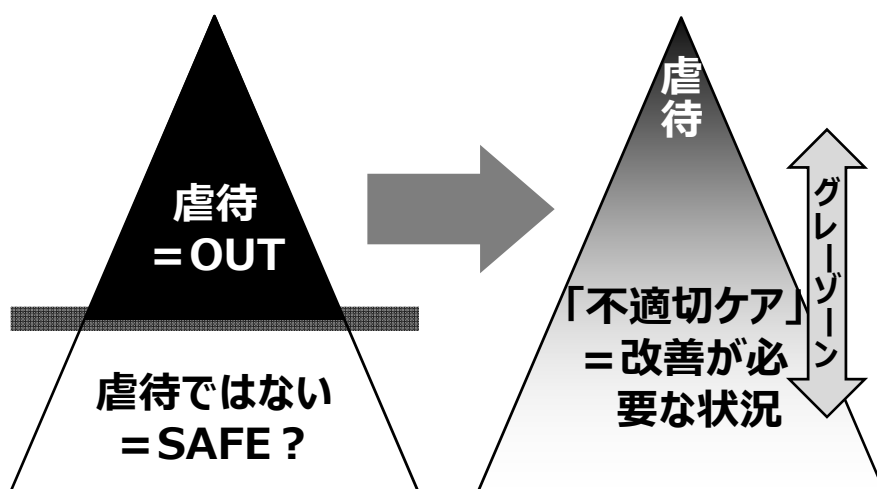
## 未然防止のために求められること（再掲）

- 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的  
に実施すること
- 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用  
されること
- メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織  
的に対応すること
- 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に  
応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

厚生労働省老健局長通知（平成27年11月13日老発1113第1号）  
「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 改善や未然防止のための視点へ



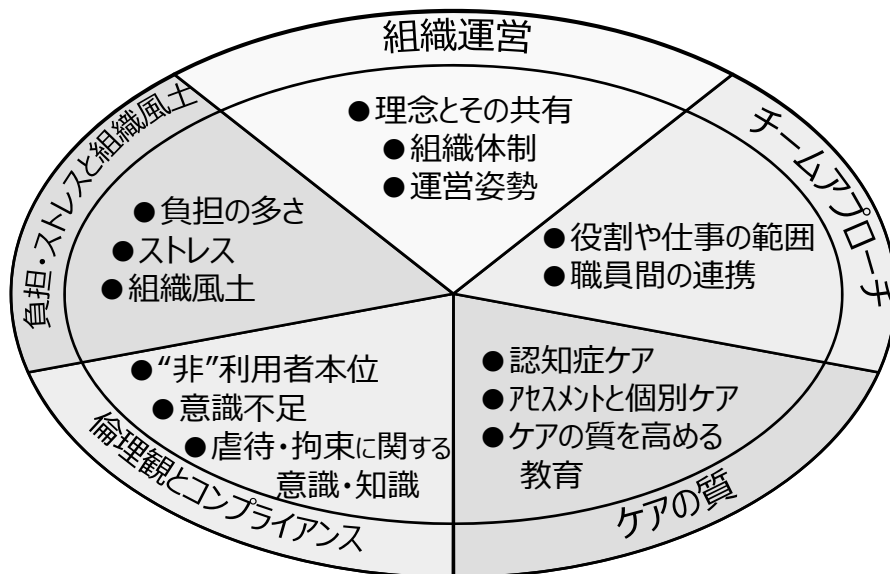
SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 改善計画に対する視点

- 計画の評価 ※発生要因の検討が必要
  - 妥当性：「適正な運営・サービスの確保」の面から
  - 計画性：順序や期間
  - 具体性：「有無」だけでなく内容を・抽象的でないか
  - 実現性：「絵に描いた餅」でないか
- 改善状況の評価
  - 計画に合わせた複数回のモニタリング
  - 段階的評価と漸次的評価→伴走

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 背景要因を検討する



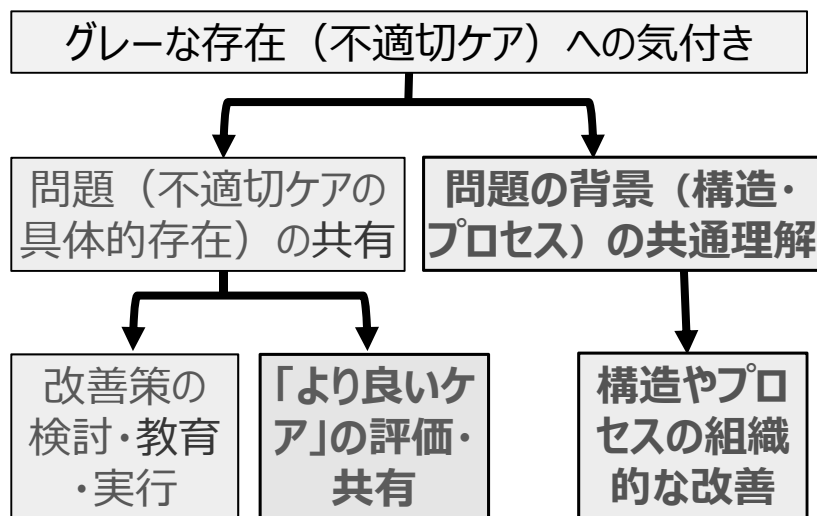
(★作成にあたり三瓶徹委員作成の資料を参考にした)  
SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 「不適切ケア」の端緒

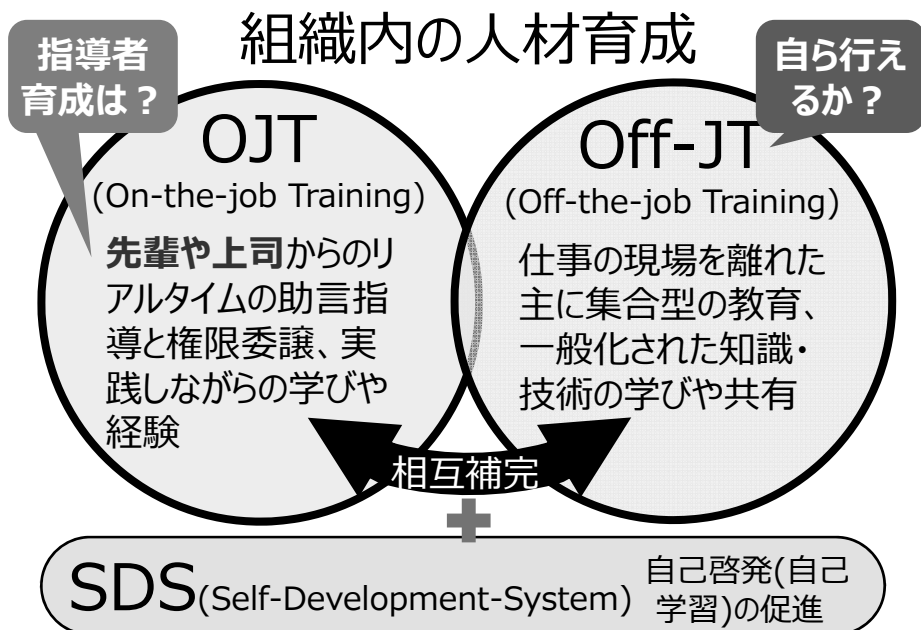
- パターナリズムの存在
- 手段の目的化や目的のすり替わり
  - （例） 集団管理や業務分担の遂行が最優先に
  - （例） 利用者の生活の質の向上を目的に、「身体拘束ゼロ」（身体拘束に頼らないケア）を手段として選んだはずなのに、形式的な意味や数字上の「ゼロ」を達成すること自体が目的に
- ストレスの高まり
  - スタッフ間の人間関係の悪化、上司への不満の増加
  - ストレス反応としての不適切ケア（利用者への無関心やケアの省略、指示的対応等の増加）

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 虐待防止の取組からみる改善モデル



SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター



SENPAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

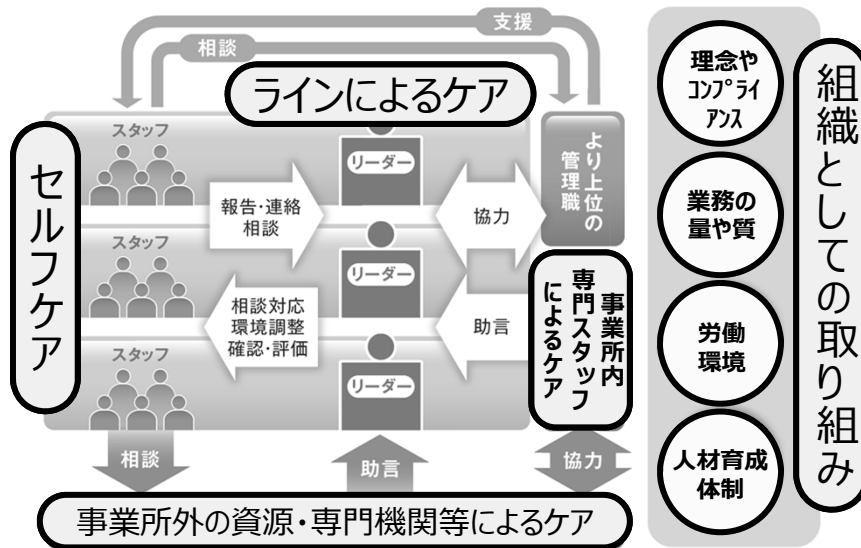
## ストレス反応としての不適切ケア



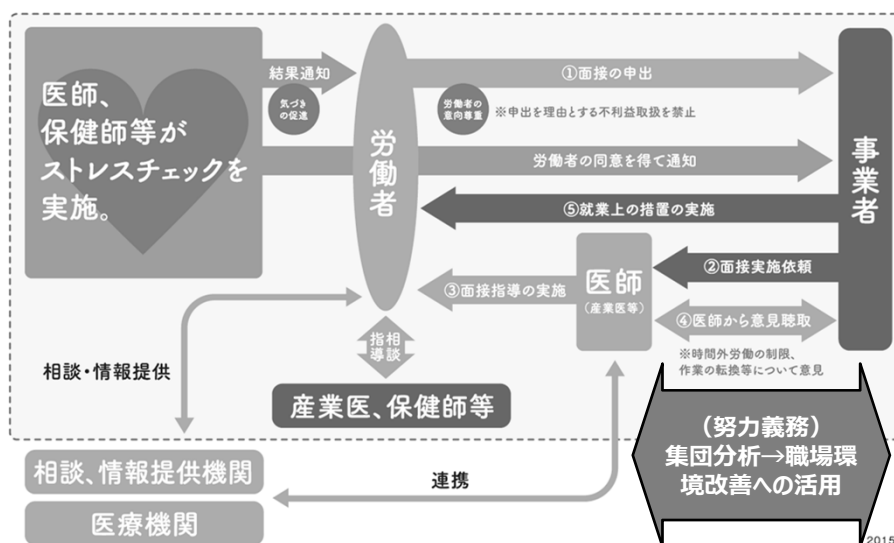
SENPAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター



## 組織としてのマネジメント



## ストレスチェック



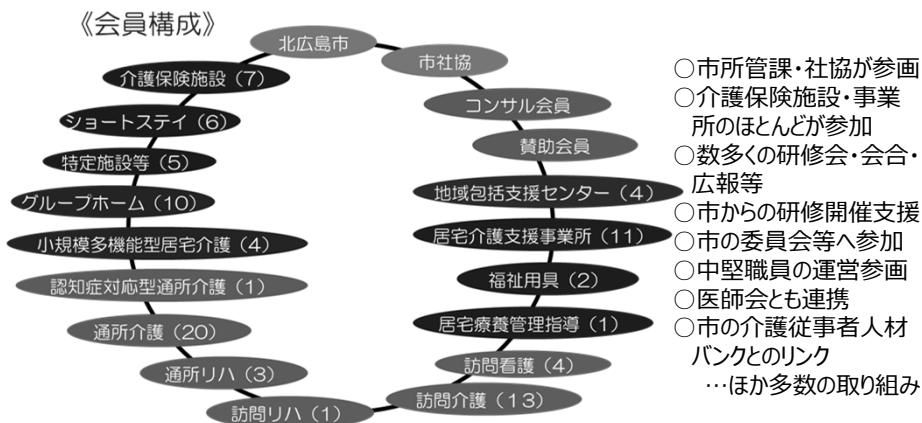
## 人材確保・育成

- 確保が優先されて育成まで展望しにくい現状
  - 自治体の保険者や措置権者としての立場を考  
えても、なお人材確保は事業者だけの問題か
- ↓
- 地域の事業者と自治体、高等学校・専門学校  
との連携を進めている自治体もある
  - 人材育成を後押しするために、地域の事業者の  
ネットワーク構築に協力している自治体もある

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

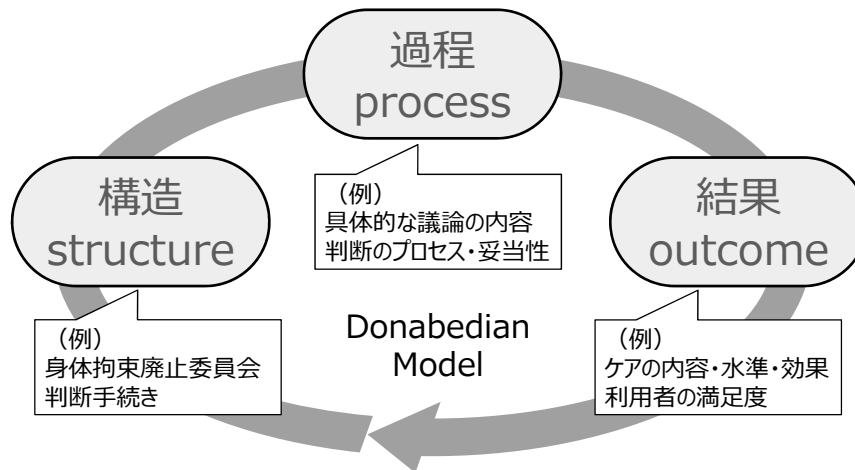
## ネットワークの例

### 北広島市介護サービス連絡協議会



(三瓶徹委員作成の資料より引用)  
SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 取り組み・体制への評価の視点



SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 身体拘束に対する理解

- これって身体拘束？
  - サイドレールを片側外してベッドを壁につける
  - サイドレールを組み合わせて隙間をつくる
  - 「安全ベルト」であり抑制帯ではない
  - つなぎ「服」ではなく下着
  - 車いすテーブルではなくカウンターに押し込む
- どこに注目し、どんな答えを求めているのか？

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## ●禁止の対象となる具体的行為（の例）

●徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
●転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
●自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
●点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
●点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
●車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
●立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
●脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
●他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
●行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
●自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議「身体拘束ゼロへの手引き」（2001）より

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 「緊急やむを得ない場合」とは

### ●例外3原則と慎重な手続き

#### 例外3原則：3つの要件をすべて満たすことが必要

- ①切迫性：本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

#### 慎重な手続き：極めて慎重に手続きを踏むことが求められている

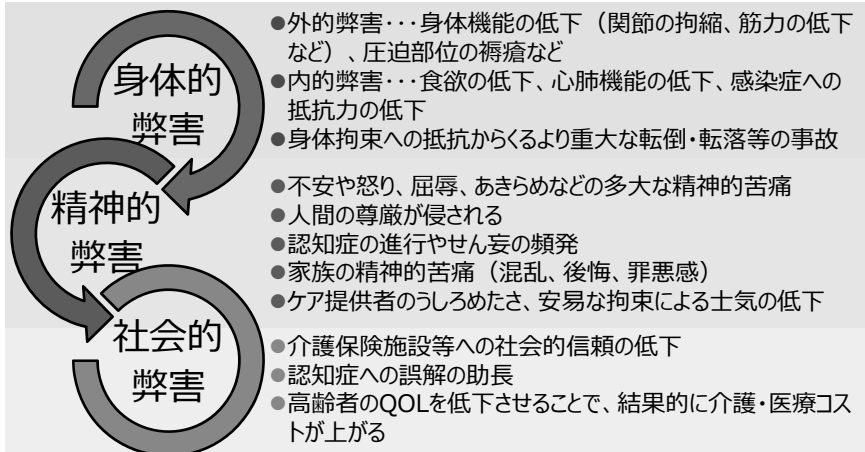
- ①例外3原則の確認等の手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する（記録がない場合「身体拘束廃止未実施減算」対象）
- ②本人や家族に、目的・理由・時間（帯）・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
- ③状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

※厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議「身体拘束ゼロへの手引き」（2001）より

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 身体拘束の弊害

●「今、ここ」のリスクの代わりに「これから」のリスクが



※厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議「身体拘束ゼロへの手引き」（2001）より

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## これまでの高齢者ケア、 特に認知症ケアの問題点①

●問題対処型のケア

- 認知症のケアについての明確な理念や方向性もなく、場当たりのケアを行ってきた
- 徘徊や妄想、攻撃的言動などを問題ととらえ、問題に対する対処を中心に考えてきた
- 行動だけを見てその原因や背景を考えずに対処してきた

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## これまでの高齢者ケア、 特に認知症ケアの問題点②

- パターナリズムの存在
    - 介護してあげるひと（スタッフ）⇔してもらう人（利用者）の関係を前提としたケア
- ↓
- 「してあげる」「仕事」という意識が、「従ってくれない困った利用者」という理解を生み出す
- ↓
- 「従ってくれない困った利用者」をコントロールしようとする行為が、「不適切ケア」となる

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## パーソン・センタード・ケア

- 人間性中心のケア
  - 認知症をもつ人を一人の「人」として尊重し、その人の視点や立場に立って理解しようとし、ケアを行おうとする考え方
  - パーソンフッド（一人の人として、周囲に受け入れられ、尊重されること⇒自分で自分の価値を感じられること）を大切にする
  - 個別ケアを基本とする
  - 「文化」としての理解

SENDAI Dementia Care Research and Training Center  
認知症介護研究・研修仙台センター

## 4. 養介護施設・事業所への法の周知や 研修会等のあり方

---

行政機関・関係団体むけ 高齢者虐待防止・対応の  
体制整備促進に関する研修会 平成30年2月15日  
養介護施設従事者等編

## 養介護施設・事業所への 法の周知・研修会等のあり方

北海道医療大学 看護福祉学部 臨床福祉学科  
松本 望

### 内容

1. 法律について
2. 現状、研修ニーズについて
3. 実施方法・内容について



全国的な傾向をふまえ  
研修のニーズ、内容、方法を確認



## 法律について

### 高齢者虐待防止法 ー ① 概要

#### 1. 法律名:

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2006年施行）

#### 2. 法律の目的:

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、そのための必要な措置を定める。

#### 3. 法律の主な内容

- ① 「養護者による虐待」＝家庭内虐待
- ② **「養介護施設従事者等による虐待」**＝施設内虐待

## 高齢者虐待防止法 一 ② 研修

### 1. 研修関連の条文①:

「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」(第二十条)

5

## 高齢者虐待防止法 一 ③ 研修

### 1. 研修関連の条文②:

「国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」(第三条-2)

6

## その他 — 高齢者虐待防止法以外

「実地指導」「外部評価・自己評価」「運営基準」などで  
高齢者虐待の研修等について一部触れられている



**実施方法、内容、対象、頻度は  
具体的に記載されていない**



**実施方法、内容、対象、頻度は  
ニーズに合わせて検討する必要がある**

7

**現状・ニーズについて**

## 現状 ー① 介護職員の多様化

### ① 多様な介護福祉士

- ・養成施設ルート(大学、短大、専門学校、高校)職業訓練生
- ・実務経験ルート
- ・経済連携協定(EPA)ルート

② 長期のブランク ⇒ 再教育

③ 無資格者、未経験者 ⇒ 基礎教育、マナー指導

④ 高齢者、障がい者 ⇒ 働き方などへの配慮



多様な人材への教育、サポート・配慮が必要

9

## 現状 ー② 介護施設・サービスの多様化

### ① 介護サービスの多様化

- ・多様な種類の介護サービス

### ② 経営者・母体の多様化

⇒ 施設長・管理者の知識・経験にバラつきがある

### ③ 介護サービスニーズの多様化

- ・医療的ケア、家族への支援、地域への支援



虐待に至る要因も多様化している  
虐待に関する研修ニーズも多様化

10

## 虐待の要因 ①

### 1. 虐待の主な要因：

※27年度対象調査

虐待の発生要因の内容	件数	割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	246	65.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	101	26.9%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	38	10.1%
倫理感や理念の欠如	29	7.7%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29	7.7%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22	5.9%
その他	8	2.1%



単一の要因ではなく多様で複雑な要因  
中でも教育・知識・技術は重要な要因

仙台センター(2017)「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業報告書」<sup>11</sup>

## 虐待の要因 ②

### 1. 教育・知識・技術：

※27年度対象調査

教育・知識・介護技術等に関する問題の内訳	件数	割合
教育・知識・技術に関する組織や管理者の知識・認識・管理体制等の不足	71	28.9%
組織・個人を特定しない知識・技術に関する問題	70	28.5%
組織の教育体制、職員教育の不備不足	61	24.8%
職員の高齢者介護に関する知識・技術の不足	57	23.2%
職員の虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する知識・意識の不足	41	16.7%



①「職場の要因」、②「職員要因」  
の両方へ働きかけが必要

仙台センター(2017)「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業報告書」<sup>12</sup>

## 実施方法・内容

### 「職場」への働きかけのポイント

#### 1. 高齢者虐待防止法の周知

- ・研修を行う目的・根拠
- ・虐待の捉え方＝不適切なケアを含め広く捉える  
⇒繰り返されるケースの多さ、身体拘束
- ・相談・通報について（不利益扱いの禁止、協力の必要）  
⇒事実確認調査のうち、1/3が判断に至らない  
⇒「事実確認できなければ対応しない」ではない

#### 2. 虐待の要因をふまえた取り組みの推奨

- ・介護、認知症ケアの知識・技術、ストレスマネジメントの研修・取り組みとの連動

#### 3. 職場での研修の実施方法、情報提供

14

## 「職員」への働きかけのポイント

### 1. 高齢者虐待防止法の周知

- ・虐待の捉え方＝不適切なケアを含め広く捉える  
⇒無自覚な虐待も含めた予防
- ・相談・通報について（義務の範囲、証拠がなくても可能）  
⇒職員による相談・通報が最も多い

### 2. 虐待の要因をふまえた取り組みの周知

- ・介護・認知症ケアの知識・技術の向上の重要性、  
ストレスマネジメントの重要性について理解を促す  
⇒職位、経験年数、性別などに配慮した取り組みへ

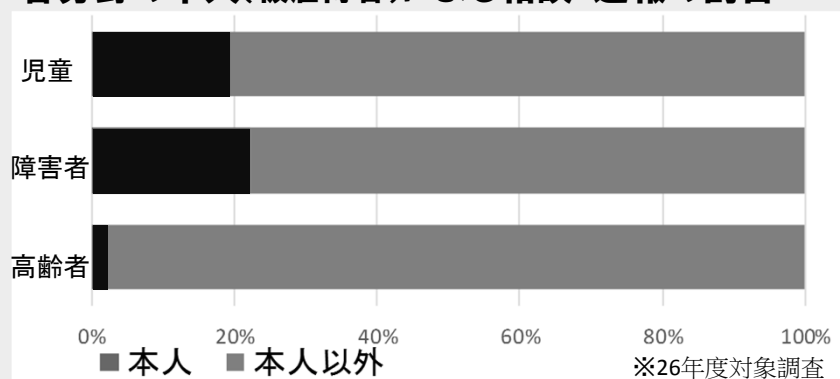


**ニーズに合わせた研修等の実施  
研修だけではなく、日常的な取り組みが重要**

15

## 参考 ①

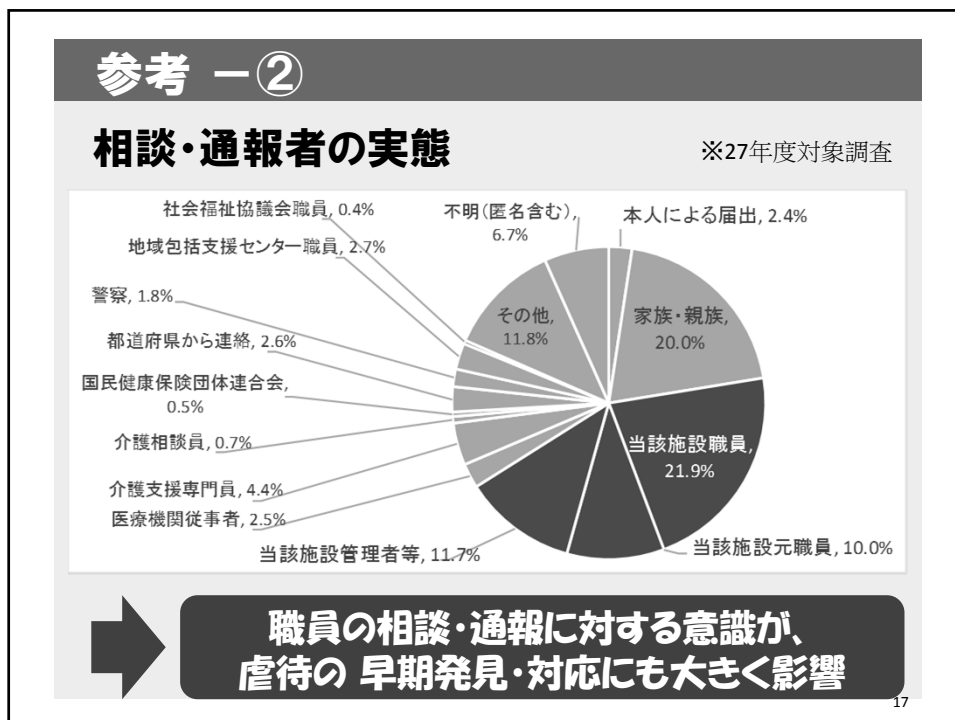
### 各分野の本人(被虐待者)による相談・通報の割合



**他分野と比較しても、本人による相談・通報  
が少ない⇒周囲が発見・対応する必要**

（母数、対象者が異なるため単純な比較はできない）

16



- ## 実施方法
- ### 1. 職場内/外、講義/演習の検討

    - ・目的、ターゲット、期待する効果に応じた方法の検討

例) 法律・実態など基本的な情報を伝える講義タイプ  
 実践を振り返る、実践に活かす演習タイプ  
 事業所間の相互交流・連携、合同研修・・・など
  - ### 2. 他の研修との連動

    - ・虐待に関連する様々な要因の研修での継続的な周知  
 (認知症ケア、介護、ストレスマネジメント・・・)
  - ### 3. 他団体との連携・調整

    - ・職能団体、学会など、それぞれの役割や研修の目的・ターゲットなどを調整、周知等の協力
- 18



## 取り組み例

### 1. 研修会

※27年度対象調査

誰が	弁護士、虐待対応専門チームによる研修会
誰に	階層別・事業主体別・職種別に開催 医療機関・ケアマネ・自治体職員・包括向け
いつ	定期的な開催、（虐待発覚後）
どのように	事例検討会、近隣市町村と合同研修会、 事業所等への出前講座の実施

### 2. 研修以外

- ・実地指導、集団指導での周知
- ・第三者評価項目に追加、条例で研修について定める
- ・自治体以外の研修会への参加の推奨… など

19

## 効果的・効率的な研修のために

### 1. 虐待を知る入口

- ・単一の要因で虐待が発生することはほとんどない
- ・単発の教育・研修だけで予防できるわけではない  
⇒継続的な研修、具体的・日常的な取り組みが重要

### 2. 行政と介護現場の連携・協働

- ・研修内容・スケジュールの整理、目的、対象の明確化  
など日ごろからの連携も必要

### 3. 既存のものを活用

- ・仙台センターの教材の活用  
企画・運営、テキスト、事例、スライド…  
(<https://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>)

20

平成29年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)  
「高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業」

行政機関・関係団体むけ高齢者虐待防止・対応の体制整備促進に関する研修会

**【養介護施設従事者等による高齢者虐待編】**  
第2回(東京会場)

(開催)平成30年2月15日

(発行)社会福祉法人東北福祉会  
認知症介護研究・研修仙台センター  
〒989-3201 仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目149-1  
TEL(022)303-7550 FAX(022)303-7570